

# SWCCグループ人権方針

## 基本的な考え方

SWCCグループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際規範を支持し、SWCCグループ人権方針（以下、本方針）を定め、従業員を含むすべてのステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進します。

## 1. 適用範囲

本方針は、SWCCグループのすべての役職員に対して適用します。また、SWCCグループの事業活動に関わるサプライヤーを含むビジネスパートナーに対して、本方針の内容への理解や支持を期待するとともに、人権尊重への取り組みを働きかけていきます。

## 2. 人権尊重への取り組み

### (1) 差別の禁止

SWCCグループは、多様性を尊重し、人種、国籍、出身、宗教、民族、性別、性自認、性的指向、年齢、学歴、配偶者の有無、健康状態、障がい、経済的背景、政治的見解などの事由に関わらず、いかなる差別も行いません。

### (2) 強制労働・児童労働の禁止

SWCCグループは、強制労働や人身売買による労働を認めません。また、国や地域の法令で定める就業年齢に達しない児童労働は行いません。

### (3) ハラスメントの禁止

SWCCグループは、暴力、暴言、誹謗、中傷などにより個人の人格や尊厳を傷つけるハラスメント行為を禁止します。これらハラスメント行為は、会社内の公的な発言や行動だけでなく、職場で発生した役職員同士のコミュニケーションやSNS等での情報発信に対しても適用します。

### (4) 平等な機会の提供

SWCCグループは、採用、配属、人材育成やキャリアアップにおいて、従業員に平等な機会を提供します。

#### (5) 労働基本権の尊重

SWCCグループは、労働条件、労働環境、賃金水準等の労使間協議を実現する手段として、結社の自由および団体交渉権など労働に関する基本的な権利を尊重します。また、適正な労働時間、休暇管理など、責任ある労働慣行の実現に努めます。

#### (6) 労働安全衛生

SWCCグループは、従業員の安全衛生、健康について適切な管理を行うとともに、国や地域の法令を遵守し、事故や災害の未然防止に努めます。

### 3. 人権デュー・ディリジェンス

SWCCグループは、リスクマネジメントの仕組みを通じて、当社グループが直接・間接的に影響を及ぼす可能性のある人権への負の影響を特定し、予防・軽減・是正を図るとともに、その取り組みの実効性を評価し、改善に努めます。

### 4. 是正と救済

SWCCグループは、その事業活動を通じて人権に対する負の影響を引き起こした場合は、是正と救済に取り組みます。また、匿名で通報可能な通報窓口を設置し、通報者や内容の漏洩防止を図り、必要な処置を行います。

### 5. 教育・啓発

SWCCグループは、すべての役職員が人権についての正しい理解と認識を持つよう、適切な教育・啓発を行います。

### 6. 情報開示

SWCCグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、当社ホームページや統合報告書などを通じて開示します。また、ステークホルダーとの対話を通じて、本方針への理解や浸透を図っていきます。

制定日 2024年1月1日

SWCC株式会社

代表取締役社長 グループ CEO

長谷川 隆代